

「解同」幹部・県当局ら

脱税認め、税2千数百万円払ったもよう

= 「解同」幹部利権のヤミに切り込む一步、請求の正しさ証明 =

解同幹部の利権に2重の温情か？
国税局「同和事業非課税」の密約のうえに、たったの5年分の期限後申告で罰則・加算税の決定処分もナシ？

部落広域加工・育苗センターの諸税が申告納付されていない問題で、彦根市・甲良町など1市5町の住民10人が住民監査請求を提出していました。6日監査結果が公表。監査結果によれば、7月10日部落解放広域加工・育苗センター運営委員会から湖東振興局長に対して法人県民税、法人事業税の申告書が提出され、県税の賦課されたので「請求の利益は失われた」として却下しました。

「たった5年分ですむのですか！少なくとも加工事業8年間は見逃しですか！」「すぐに払えるお金があるのやったら、今までなぜ、ほっといたんか」「私らの税金から払ったのか？農協のお金か？個人のポケットマネーか？」「加工センターは赤字赤字と言ってきたのに2千万円もの大金よくあつたなあ」とは庶民・組合員の声です。

県が加工センターの設立から関与し、税の申告納付の義務についても、良く知る立場にありながら10年以上も放置した理由や、5年分以前の責任はどうするかなど、肝心な疑問に何一つ答えていない監査結果です。（声明全文は裏面）

厳正な調査と賦課決定処分を要請

西澤伸明議員

7日、西澤議員は、彦根税務署に対し次のように要請。
納税義務についての「質問検査権」を持つ国税局・彦根税務署が、申告されれば調査はない」とするのからだしました。

調査にあたって、7年分の修正申告を強要している税務署が、こと解放同盟が絡む事業は「非課税、申告フリーパス」の密約を交わしたうえ、この脱税でも温情的に対処したのであれば全く許せない。この無法にこそ、重加算税の決定処分など、厳正に対処することを強く要請しました。

「申告納税」のルールを当局自らこわすもので許せません

消費税など庶民増税に反対し、民主的な税務行政を求めて運動する彦根民主商工会事務局長の松浦真知子さんの談話

私たちは自殺の犠牲者も出るほどの強権的な税務調査を問題にしています。申告義務を果たしているにもかかわらず、「申告額が少ない」と税務署の調査を受け、7年分の修正申告書の印鑑を押すよう「指導」されたり、加算税等の更正・決定処分を受けて重税に苦しめられるケースは日常茶飯事です。

今回の監査結果と他の情報をあわせ考えれば、加工センターが併設されてからも14年の事業所で、年間1億数千万円の収益を上げ、今まで一度も申告をしていなかったものが、たった5年間の期限後申告書提出で「一件落着」としたのであれば、税務署はなすべきことをしていない。納税者への不公平な取り扱いもはなはだしく怒りが湧いてきます。

このようなことが通用するのであれば、毎年3月15日の申告納税期限は有名無実となり、税務当局自ら税金のルール破りを行っているものです。

住民監査請求にあわてた解放同盟幹部などと国税局との「手打ち式」があったのではないかと考えられます。



甲良民報

NO.215 2003年8月10日
発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤のぶあき
甲良町在士 463 tel.fax:38-4949
のぶあきのEメール：
nobu-kitosan@jp-k.ne.jp
日本共産党ホームページ：
<http://www.jcp.or.jp>